

国立大学法人信州大学とアルピコグループの 包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学とアルピコグループは、令和４年７月１９日付「国立大学法人信州大学とアルピコグループの包括的連携に関する協定書」を更新し、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、産業等の分野で相互に協力し、人材育成と地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （１）教育・人材育成に関すること
- （２）地域の観光、産業の振興及び地域社会の活性化に関すること
- （３）学術研究に関すること
- （４）その他両者が必要と認める事項

（実施内容）

第３条 前条に掲げる連携事項の実施内容は、双方において協議の上、決定するものとする。

- ２ 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。
- ３ 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。
- ４ 両者は、事前に本協定上の他の全ての当事者の書面による承諾を得た場合は、前条各号に定める事項の一部を、自己の関係団体、関係法人に実施させることができる。その場合、両者は、本協定に定める自己の義務を当該関係団体、関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体、関係法人による行為について責任を負うものとする。

（秘密等の保持）

第４条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

２ 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第５条 この協定の有効期間は、協定締結の日から３年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（反社会的勢力の排除）

第６条 両者は、本協定に基づく活動において、暴力団又はこれに類する反社会的団体（以下「反社会的勢力」という。）との人的・資本関係が一切ないこと及び反社会的勢力との取引ならびに反社会的な活動に一切関与しないことを相互に約束する。

２ 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

（その他）

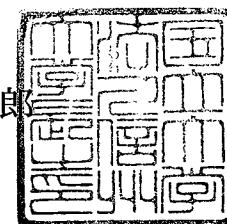
第７条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和７年７月１９日

国立大学法人信州大学長

中村 宗一郎



アルピコホールディングス株式会社

代表取締役社長

佐藤 裕

